

第9 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

障害程度等級表

級別	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
1 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
2 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
3 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）
4 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

一 障害程度等級表解説

1 13歳以上の者の場合

（1）等級表1級に該当する障害はヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するものをいう。

- ア CD4陽性Tリンパ球数が $200/\mu\text{l}$ 以下で、次の項目（a～1）のうち6項目以上が認められるもの。
- a 白血球数について $3,000/\mu\text{l}$ 未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
 - b Hb量について男性 12g/dl 未満、女性 11g/dl 未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
 - c 血小板数について $10\text{万}/\mu\text{l}$ 未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
 - d ヒト免疫不全ウイルス-RNA量について $5,000\text{コピー}/\text{ml}$ 以上の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
 - e 一日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労が月に7日以上ある
 - f 健常時に比し10%以上の体重減少がある
 - g 月に7日以上 of 不定の発熱（ 38°C 以上）が2か月以上続く
 - h 一日に3回以上の泥状ないし水様下痢が月に7日以上ある
 - i 一日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある
 - j 口腔内カンジダ症（頻回に繰り返すもの）、赤痢アメーバ症、带状疱疹、単純ヘルペスウイルス感染症（頻回に繰り返すもの）、糞線虫症及び伝染性軟属腫等の日和見感染症の既往がある
 - k 生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である

1 軽作業を越える作業の回避が必要である

イ 回復不能なエイズ合併症のため介助なくしては日常生活がほとんど不可能な状態のもの。

(2) 等級表 2 級に該当する障害はヒト免疫不全ウイルスに感染していて、**次のいずれかに該当**するものをいう。

ア CD 4 陽性 T リンパ球数が $200/\mu\text{l}$ 以下で、(1) のアの項目 (a~1) のうち 3 項目以上が認められるもの。

イ エイズ発症の既往があり、(1) のアの項目 (a~1) のうち 3 項目以上が認められるもの。

ウ CD 4 陽性 T リンパ球数に関係なく、(1) のアの項目 (a~1) のうち a から d までの 1 つを含む 6 項目以上が認められるもの。

(3) 等級表 3 級に該当する障害はヒト免疫不全ウイルスに感染していて、**次のいずれかに該当**するものをいう。

ア CD 4 陽性 T リンパ球数が $500/\mu\text{l}$ 以下で、(1) のアの項目 (a~1) のうち 3 項目以上が認められるもの。

イ CD 4 陽性 T リンパ球数に関係なく、(1) のアの項目 (a~1) のうち a から d までの 1 つを含む 4 項目以上が認められるもの。

(4) 等級表 4 級に該当する障害はヒト免疫不全ウイルスに感染していて、**次のいずれかに該当**するものをいう。

ア CD 4 陽性 T リンパ球数が $500/\mu\text{l}$ 以下で、(1) のアの項目 (a~1) のうち 1 項目以上が認められるもの。

イ CD 4 陽性 T リンパ球数に関係なく、(1) のアの項目 (a~1) のうち a から d までの 1 つを含む 2 項目以上が認められるもの。

留意事項

1 3 歳以上の場合

(1) ヒト免疫不全ウイルス (H I V) 感染の確認方法

「サーベイランスのための H I V 感染症 / A I D S 診断基準」(厚生省エイズ動向委員会、2007) を準用する (資料参照)。具体的には、H I V の抗体スクリーニング検査法 (酵素抗体法 (E L I S A)、粒子凝集法 (P A)、免疫クロマトグラフィー法 (I C) 等) の結果が陽性であって、以下のいずれかが陽性の場合に H I V 感染症と診断する。

a 抗体確認検査 (Western blot 法、蛍光抗体法 (I F A) 等)

b H I V 病原検査 (H I V 抗原検査、ウイルス分離及び核酸診断法 (P C R 等) 等の病原体に関する検査)

(2) CD 4 陽性 T リンパ球数の測定

4 週以上の間隔をおいた連続する 2 回の検査値の平均値のこれまでの最低値とする。

(3) 白血球数、H b 量、血小板数、ヒト免疫不全ウイルスー R N A 量の測定における、4 週以上の間隔をおいた連続する 2 回の検査の時期は、互いに一致して

いる必要はなく、これまでの最低値とする。

(4) エイズ発症の診断基準

エイズ発症の診断は、「サーベイランスのためのH I V感染症／A I D S 診断基準」(厚生省エイズ動向委員会、2007)による。

(5) エイズ合併症

「サーベイランスのためのH I V感染症／A I D S 診断基準」(厚生省エイズ動向委員会、2007)が採択した指標疾患としてあげられている合併症を意味する。

(6) 期間・回数・症状等の確認

7日等の期間、一日3回等の回数、10%等の数値、下痢・嘔気・嘔吐・発熱の症状の確認は、カルテにもとづく医師の判断によるものとする。

(7) 日・週・月の取り扱い

特別の断りがない限り以下によるものとする。

1日：0時から翌日の0時前まで(以下同じ)を意味する。

1週：連続する7日を意味する。

1月：連続する30日を意味する。暦月ではない。

(8) 回復不能なエイズ合併症

エイズ合併症が回復不能に陥った場合をいい、回復不能の判定は医師の判断による。

(9) 日中

就寝時以外を意味する。

(10) 月に7日以上

連続する30日の間に7日以上(連続していなくてもかまわない)を意味する。

(11) 日常生活上の制限

生鮮食料品の摂取制限以外に、生水の摂取禁止、脂質の摂取制限、長期にわたる密な治療、厳密な服薬管理、人混みの回避が含まれる。

(12) 軽作業

デスクワーク程度の作業を意味する。

2 13歳未満の者の場合

(1) 等級表1級に該当する障害はヒト免疫不全ウイルスに感染していて、「サーベイランスのためのH I V感染症／A I D S 診断基準」(厚生省エイズ動向委員会、2007)が採択した指標疾患のうち**1項目以上**が認められるもの。

(2) 等級表2級に該当する障害はヒト免疫不全ウイルスに感染していて、**次のいずれかに該当**するものをいう。

ア 次の項目(a～r)のうち1項目以上が認められるもの。

a 30日以上続く好中球減少症($<1,000/\mu\ell$)

b 30日以上続く貧血($<Hb\ 8\ g/d\ell$)

c 30日以上続く血小板減少症($<100,000/\mu\ell$)

- d 1 か月以上続く発熱
- e 反復性又は慢性の下痢
- f 生後 1 か月以前に発症したサイトメガロウイルス感染
- g 生後 1 か月以前に発症した単純ヘルペスウイルス気管支炎、肺炎又は食道炎
- h 生後 1 か月以前に発症したトキソプラズマ症
- i 6 か月以上の小児に 2 か月以上続く口腔咽頭カンジダ症
- j 反復性単純ヘルペスウイルス口内炎（1 年以内に 2 回以上）
- k 2 回以上又は 2 つの皮膚節以上の帯状疱疹
- l 細菌性の髄膜炎、肺炎又は敗血症（1 回）
- m ノカルジア症
- n 播種性水痘
- o 肝炎
- p 心筋症
- q 平滑筋肉腫
- r H I V 腎症

イ 次の年齢区分ごとの C D 4 陽性 T リンパ球数及び全リンパ球に対する割合に基づく免疫学的分類において「重度低下」に該当するもの。

免疫学的分類	児 の 年 齢		
	1 歳未満	1 ～ 6 歳未満	6 ～ 13 歳未満
正 常	$\geq 1,500/\mu\ell$ $\geq 25\%$	$\geq 1,000/\mu\ell$ $\geq 25\%$	$\geq 500/\mu\ell$ $\geq 25\%$
中等度低下	750～1,499/ $\mu\ell$ 15～24%	500～999/ $\mu\ell$ 15～24%	200～499/ $\mu\ell$ 15～24%
重 度 低 下	< 750/ $\mu\ell$ < 15%	< 500/ $\mu\ell$ < 15%	< 200/ $\mu\ell$ < 15%

（３）等級表 3 級に該当する障害はヒト免疫不全ウイルスに感染していて、**次のいずれかに該当するものをいう。**

ア 次の項目（a～h）のうち 2 項目以上が認められるもの。

- a リンパ節腫脹（2 か所以上で 0.5 cm 以上。対称性は 1 か所とみなす）
- b 肝腫大
- c 脾腫大
- d 皮膚炎
- e 耳下腺炎
- f 反復性又は持続性の上気道感染
- g 反復性又は持続性の副鼻腔炎
- h 反復性又は持続性の中耳炎

イ （２）の年齢区分ごとの C D 4 陽性 T リンパ球数及び全リンパ球に対す

る割合に基づく免疫学的分類において「中等度低下」に該当するもの。

- (4) **等級表 4 級**に該当する障害はヒト免疫不全ウイルスに感染していて、(3) のアの項目 (a～h) のうち **1 項目以上**が認められるもの

留意事項

1 3 歳未満の場合

(1) 小児のヒト免疫不全ウイルス感染の確認方法

13 歳未満の小児の H I V 感染の証明は、原則として 13 歳以上の場合に準じる。

ただし、周産期に母親が H I V に感染していたと考えられる生後 18 か月未満の小児の場合は少なくとも H I V の抗体スクリーニング法による検査が陽性であり、以下のいずれかを満たす場合に H I V 感染症と診断する。

a H I V 病原検査が陽性

b 血清免疫グロブリンの高値に加え、リンパ球数の減少、C D 4 陽性 T リンパ球数の減少、C D 4 陽性 T リンパ球数／C D 8 陽性 T リンパ球数比の減少という免疫学的検査所見のいずれかを有する

(2) 年齢区分ごとの免疫学的分類

当該小児の免疫機能を評価するには、C D 4 陽性 T リンパ球数又は C D 4 陽性 T リンパ球の全リンパ球に対する割合を用いるものとし、双方の評価が分類を異にする場合には重篤な分類により評価すること

(3) 小児の H I V 感染の臨床症状

等級表解説 2 の (2) のアの臨床症状については、その所見や疾患の有無、反復性について判定すること

3 その他の留意事項

- (1) 免疫の機能の障害は、治療の有無に関わらず、等級表解説に規定する基準を満たす場合にのみ認定されるものである。
- (2) 障害認定にあたっては、診断日において当該年齢区分の基準を満たすことが要件である。
- (3) 等級表解説中の「4 週以上の間隔をおいた検査」でいう 4 週以上とは、仮に 10 月 1 日 (月) に外来で検査し、その 4 週後 10 月 29 日 (月) に外来で検査したときのように、厳密には 27 日の間隔しかあいていない場合であっても、4 週以上を満たすこととする。
- (4) 「月に 7 日以上発熱」とは、外来診察時、入院の回診時、自宅での療養時等に 38 度以上の発熱があることが診療録等に正確に記載されており、連続する 30 日の間に 7 日以上そのような発熱のあることが確認できれば、その 7 日については連続する必要はない。
- (5) 口腔内カンジタ症等に関する項目での「頻回に繰り返す」については、健康人ではまれにしか発症しない日和見感染症が、当該患者において一定の期間継続し、消失しては再発するような経過を繰り返し示すならば、「頻回に繰り返す」と判

断できることとする。なお、患者のこのような経過について、診療録に正確に記載されていることが不可欠である。

(6) 「健常時に比し 10%以上の体重減少がある。」は、13 歳以上で成長期ゆえの体重増加が考えられる場合には、体重増加の割合で判断することとする。

(7) 13 歳未満のH I V感染の確認にあたっては、血清免疫グロブリン値全リンパ球数等の免疫学的検査所見を、指定医師が総合的に判断し、免疫機能が著しく低下していると認めることでよい。

「再認定」対象とする際の疾患・症例一覧（ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害）

疾患、症例	留意事項
免疫機能障害	治療により一時的に障害程度が軽減化することもあるが、一般的には少しずつ症状が進行して障害程度も重度化する事例が多いので、原則として本基準での再認定対象者とはしない。

資料 サーベイランスのためのH I V感染症／A I D S診断基準

(厚生労働省エイズ動向委員会, 2007)

我が国のエイズ動向委員会においては、下記の基準（平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」）によってH I V感染症／A I D Sと診断され、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項に基づき届け出がなされた報告の分析を行うこととする。この診断基準は、サーベイランスのための基準であり、治療の開始等の指標となるものではない。近年の治療の進歩により、一度指標疾患（Indicator Disease）が認められた後、治療によって軽快する場合もあるが、発生動向調査上は、報告し直す必要はない。しかしながら、病状に変化が生じた場合（無症候性キャリア→A I D S、A I D S→死亡等）には、必ず届け出ることが、サーベイランス上重要である。

なお、報告票上の記載は

- 1) 無症候性キャリアとは、Iの基準を満たし、症状のないもの
 - 2) A I D Sとは、IIの基準を満たすもの
 - 3) その他とは、Iの基準を満たすが、IIの基準を満たさない何らかの症状があるもの
- を指すことになる。

I H I V感染症の診断

- 1 H I Vの抗体スクリーニング検査法（酵素抗体法（E L I S A）、粒子凝集法（P A）、免疫クロマトグラフィー法（I C）等）の結果が陽性であって、以下のいずれかが陽性の場合にH I V感染症と診断する
 - （1）抗体確認検査（W e s t e r n B l o t法、蛍光抗体法（I F A）等）
 - （2）H I V抗原検査、ウイルス分離及び核酸診断法（P C R等）等の病原体に関する検査（以下、「H I V病原検査」という。）
- 2 ただし、周産期に母親がH I Vに感染していたと考えられる生後18か月未満の児の場合は少なくともH I Vの抗体スクリーニング法が陽性であり、以下のいずれかを満たす場合にH I V感染症と診断する。
 - （1）H I V病原検査が陽性
 - （2）血清免疫グロブリンの高値に加え、リンパ球数の減少、C D 4陽性Tリンパ球数の減少、C D 4陽性Tリンパ球数／C D 8陽性Tリンパ球数比の減少という免疫学的検査所見のいずれかを有する

II A I D Sの診断

Iの基準を満たし、IIIの指標疾患（Indicator Disease）の1つ以上が明らかに認められる場合にA I D Sと診断する。

Ⅲ 指標疾患 (Indicator Disease)

A. 真菌症

1. カンジダ症（食道、気管、気管支、肺）
2. クリプトコッカス症（肺以外）
3. コクシジオイデス症
 - ①全身に播種したもの
 - ②肺、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの
4. ヒストプラズマ症
 - ①全身に播種したもの
 - ②肺、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの
5. ニューモシスティス肺炎

B. 原虫症

6. トキソプラズマ脳症（生後 1 か月以後）
7. クリプトスポリジウム症（1 か月以上続く下痢を伴ったもの）
8. イソスポラ症（1 か月以上続く下痢を伴ったもの）

C. 細菌感染症

9. 化膿性細菌感染症（13 歳未満で、ヘモフィルス、連鎖球菌等の化膿性細菌により以下のいずれかが 2 年以内に、二つ以上多発あるいは繰り返して起こったもの）
 - ①敗血症
 - ②肺炎
 - ③髄膜炎
 - ④骨関節炎
 - ⑤中耳・皮膚粘膜以外の部位や深在臓器の膿瘍
10. サルモネラ菌血症（再発を繰り返すもので、チフス菌によるものを除く）

※11. 活動性結核（肺結核又は肺外結核）

12. 非結核性抗酸菌症
 - ①全身に播種したもの
 - ②肺、皮膚、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの

D. ウイルス感染症

13. サイトメガロウイルス感染症（生後 1 か月以後で、肝、脾、リンパ節以外）
14. 単純ヘルペスウイルス感染症
 - ①1 か月以上持続する粘膜、皮膚の潰瘍を呈するもの
 - ②生後 1 か月以後で気管支炎、肺炎、食道炎を併発するもの
15. 進行性多巣性白質脳症

E. 腫瘍

16. カポジ肉腫

- 17. 原発性脳リンパ腫
- 18. 非ホジキンリンパ腫
- L S G分類により

- ①大細胞型
- 免疫芽球型

- ②Burkitt型

※19. 浸潤性子宮頸癌

F その他

- 20. 反復性肺炎
- 21. リンパ性間質性肺炎／肺リンパ過形成：LIP/PLH complex（13歳未満）
- 22. H I V脳症（痴呆又は亜急性脳炎）
- 23. H I V消耗性症候群（全身衰弱又はスリム病）

※C 1 1 活動性結核のうち肺結核及びE 1 9 浸潤性子宮頸癌については、H I Vによる免疫不全を示唆する症状または所見が見られる場合に限る。

（付記）厚生労働省エイズ動向委員会によるA I D S診断のための指標疾患の診断法

ここには基本的な診断方法を示すが、医師の判断により、より最新の診断法によって診断する場合もあり得る。

A. 真菌症

1. カンジダ症（食道、気管、気管支又は肺）

（1）確定診断（いずれか一つに該当）

- ①内視鏡もしくは剖検による肉眼的観察によりカンジダ症を確認
- ②患部組織の顕微鏡検査によりカンジダを確認

（2）臨床的診断

嚥下時に胸骨後部の疼痛があり、以下のいずれかが確認される場合

- ①肉眼的に確認（いずれか一つ）

- 〈a〉紅斑を伴う白い斑点

- 〈b〉プラク（斑）

- ②粘膜擦過標本で真菌のミセル様繊維を顕微鏡検査で確認できる口腔カンジダ症が存在

2. クリプトコッカス症（肺以外）

（1）確定診断（いずれか一つに該当）

- ①顕微鏡検査、②培養、③患部組織又はその浸出液
- においてクリプトコッカスを検出。

3. コクシジオイデス症（肺、頸部もしくは肺門リンパ節以外に又はそれらの部位に加えて全身に播種したもの）

（１）確定診断（いずれか一つに該当）

①顕微鏡検査、②培養、③患部又はその浸出液
においてコクシジオイデスを検出。

4. ヒストプラズマ症（肺、頸部もしくは肺門リンパ節以外に又はそれらの部位に加えて全身に播種したもの）

（１）確定診断（いずれか一つに該当）

①顕微鏡検査、②培養、③患部又はその浸出液
においてヒストプラズマを検出。

5. ニューモシスティス肺炎

（１）確定診断

①顕微鏡検査又はPCR法により、*Pneumocystis jiroveci*を確認。

（２）臨床的診断（すべてに該当）

①最近３か月以内に（いずれか一つの症状）

〈a〉運動時の呼吸困難

〈b〉乾性咳嗽

②（いずれか一つに該当）

〈a〉胸部X線又はCTでび漫性の両側間質像増強

〈b〉ガリウムスキャンでび漫性の両側の肺病変

③（いずれか一つに該当）

〈a〉動脈血ガス分析で酸素分圧が70 mmHg以下

〈b〉呼吸拡散能が80％以下に低下

〈c〉肺泡－動脈血の酸素分圧較差の増大

〈d〉酸素飽和度の低下

④細菌性肺炎を認めない又はβ-D-グルカン高値

B. 原虫症

6. トキソプラズマ脳症（生後１か月以後）

（１）確定診断

組織による病理診断又は髄液PCR法により、トキソプラズマを確認。

（２）臨床的診断（すべてに該当）

①〈a〉頭蓋内疾患を示唆する局所の神経症状

または、

〈b〉意識障害

②〈a〉CT、MRIなどの画像診断で病巣を認める

または、

〈b〉コントラスト薬剤の使用により、病巣が確認できる

③〈a〉トキソプラズマに対する血清抗体を認める

または、

〈b〉トキソプラズマ症の治療によく反応する

7. クリプトスポリジウム症（1か月以上続く下痢を伴ったもの）

（1）確定診断

組織による病理診断又は一般検査により、クリプトスポリジウムを確認

8. イソスポラ症（1か月以上続く下痢を伴ったもの）

（1）確定診断

組織による病理診断又は一般検査により、イソスポラを確認

C. 細菌感染症

9. 化膿性細菌感染症（13歳未満で、ヘモフィルス、連鎖球菌等の化膿性細菌により、①敗血症②肺炎③髄膜炎④骨関節炎⑤中耳・皮膚粘膜以外の部位や深在臓器の腫瘍のいずれかが、2年以内に、二つ以上多発あるいは繰り返して起こったもの）

（1）確定診断

細菌学的培養により診断

10. サルモネラ菌血症（再発を繰り返すもので、チフス菌を除く）

（1）確定診断

細菌学的培養により診断

11. 活動性結核（肺結核又は肺外結核）

（1）確定診断

細菌学的培養又はPCR法により診断

（2）臨床的診断

培養により確認できない場合には、X線写真等により診断

12. 非結核性抗酸菌症

（1）確定診断

細菌学的培養又はPCR法により診断

（2）臨床的診断

下記のいずれかにおいて、顕微鏡検査により、結核菌以外の抗酸菌を検出した場合は、非定型抗酸菌症と診断。

〈a〉糞便、汚染されていない体液

〈b〉肺、皮膚、頸部もしくは肺門リンパ節以外の組織

D. ウイルス感染症

13. サイトメガロウイルス感染症（生後1か月以後で、肝、脾、リンパ節以外）

（1）確定診断

組織による病理診断による核内封入体を有する巨細胞の確認

（2）臨床的診断

サイトメガロウイルス性網膜炎は、特徴的臨床症状で診断可。

（眼底検査によって、網膜に鮮明な白斑が血管にそって遠心状に広がり、数ヶ月にわたって進行し、しばしば網膜血管炎、出血又は壊死を伴い、急

性期を過ぎると網膜の痂皮形成、萎縮が起こり、色素上皮の斑点が残る。)

14. 単純ヘルペスウイルス感染症 (1 か月以上継続する粘膜、皮膚の潰瘍を形成するもの、生後 1 か月以後で気管支炎、肺炎、食道炎を合併するもののいずれか)

(1) 確定診断

①組織による病理診断、②培養、③患部組織又はその浸出液からウイルスを検出することにより診断。

15. 進行性多巣性白質脳症

(1) 確定診断

組織による病理診断又は髄液 P C R 法により、J C ウイルスを確認

(2) 臨床的診断

C T、M R I などの画像診断法により診断。

E. 腫瘍

16. カポジ肉腫

(1) 確定診断

組織による病理診断

(2) 臨床的診断

肉眼的には皮膚または粘膜に、下記のいずれかを認めること。

①特徴のある紅斑

②すみれ色の斑状の病変

ただし、これまでカポジ肉腫を見る機会の少なかった医師は推測で診断しない。

17. 原発性脳リンパ腫

(1) 確定診断

組織による病理診断

(2) 臨床的診断

C T、M R I などの画像診断法により診断

18. 非ホジキンリンパ腫 (LSG分類による①大細胞型、免疫芽球型②Burkitt型)

(1) 確定診断

組織による病理診断

19. 浸潤性子宮頸癌

(1) 確定診断

組織による病理診断

F. その他

20. 反復性肺炎

1 年以内に二回以上の急性肺炎が臨床上又は X 線写真上認められた場合に診断

21. リンパ性間質性肺炎／肺リンパ過形成：LIP/PLH complex (13 歳未満)

(1) 確定診断

組織による病理診断

(2) 臨床的診断

胸部X線で、両側性の網状小結節様の間質性肺陰影が2か月以上認められ、病原体が検出されず、抗生物質療法が無効な場合。

22. H I V脳症（認知症又は亜急性脳炎）

下記のいずれかの状態があり、①脳脊髄液検査、②脳のC T、M R Iなどの画像診断、③病理解剖のいずれかによっても、H I V感染以外にこれを説明できる疾病や状況がない場合。

〈a〉就業もしくは日常生活活動に支障をきたす認識もしくは運動障害が臨床的に認められる場合

〈b〉子供の行動上の発達障害が数週から数か月にわたって進行

これらは確定的な診断法ではないがサーベイランスの目的のためには十分である。

23. H I V消耗性症候群（全身衰弱又はスリム病）

以下のすべてに該当するもの

①通常の体重の10%を超える不自然な体重減少

②慢性の下痢（1日2回以上、30日以上継続）又は慢性的な衰弱を伴う明らかな発熱（30日以上にわたる持続的もしくは間歇性発熱）

③H I V感染以外にこれらの症状を説明できる病気や状況（癌、結核、クリプトスポリジウム症や他の特異的な腸炎など）がない

これらは確定的な診断法ではないがサーベイランスの目的のためには十分である。